

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年 3 月 5 日付け大生第506号等別表 1 から別表 5 までの（あ）欄に記載の各諮問書により諮問のありました 5 件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表 1 から別表 5 までの（い）欄に記載の各決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、別表 1 から別表 5 までの（う）欄に記載の各請求日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 から別表 5 までの（え）欄に記載の各開示請求（以下各々「本件請求 1」、「本件請求 2」、「本件請求 3」、「本件請求 4」及び「本件請求 5」といい、これらを総称して「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各請求に対する決定

実施機関は、本件各請求のうち、本件請求 1、本件請求 3、本件請求 4 及び本件請求 5 について、それぞれ別表 1、別表 3、別表 4 及び別表 5 の（え）欄に記載の各情報を保有していない理由を各表の（お）欄のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、各表（い）欄に記載の不存在による非開示決定（以下各々「本件決定 1」、「本件決定 3」、「本件決定 4」及び「本件決定 5」という。）を行った。

また、本件請求 2 のうち、「他法活用検討依頼通知」について、保有していない理由を別表 2 の（お）欄のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、同表（い）欄に記載の不存在による非開示決定（以下「本件決定 2」という。）を行い、「精神通院医療適用確認調書」については、平成 22 年 2 月 17 日付け大生支第 469 号により開示決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表1から別表5までの（き）欄に記載の各年月日に、本件決定1から本件決定5までの各決定（以下「本件各決定」という。）を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき、それぞれ異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件各決定を取り消し、保有していないとされた情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 本件決定1について

実施機関が主張する嘱託医師の業務内容（後記第4の1参照）から、不存在は理不尽である。嘱託医の判断を欠いては発行出来ない。したがって、嘱託医の判断した内容の分かる情報があるはずである。

(2) 本件決定2について

生野区は、レセプトを点検せず、レセプトの存在しない月に照会を行っているが、元主治医に照会出来る根拠はない。健康福祉局から生野区に他法活用検討依頼通知が行われたはずであり、その中に異議申立人の個人情報に記載されているはずである。

(3) 本件決定3について

社援保発第0330001号「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（以下「社援保発第0330001号」という。）のⅠ－4－(2)－③アは、指定医療機関の患者不同意を規定しており、生野区が患者からの不同意可能と規定する生活保護法第50条1、2項は該当しない。実施機関から社援保発第0330001号に基づき不同意発行が可能であるとの回答が繰り返しあったので、異議申立人に限定した根拠となる文書があるはずである。

(4) 本件決定4について

実施機関は、請求に係る保有個人情報の不存在を釈明していない。自立支援医療は、保護開始時等には本人の事情聴取を必要としている。健康福祉局が判断し生野区に指導した内容の分かる情報があるはずである。

(5) 本件決定5について

健康福祉局からは、生野区に給付可否意見書を必要とする指導を行うが生野区が言う事を聞かないと釈明があった。健康福祉局は、治療材料（眼鏡）の給付決定に際し生野区と調整を行っており、健康福祉局が生野区に対し指導した内容の分かる情報があるはずである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託職員（嘱託医師）要綱（以下「要綱」という。）第6項の中で、各区役所保健福祉センターに勤務する嘱託医師の業務については、次のとおり定められている。

- ・医療扶助に関する各種給付可否意見書等の内容確認及び審査に関すること。
- ・診療報酬明細書等の内容点検、審査に関すること。
- ・医療扶助等についての専門的判断及び必要な審査に関すること。
- ・医療扶助以外の扶助において医学的判断を要する場合の助言指導に関すること。

以上のとおり、嘱託医師は自立支援医療適用指導の判断を行うことはできないので、異議申立人が開示請求した「自立支援医療適用の指導を行った嘱託医師の判断」が記載された本件請求1に係る異議申立人の保有個人情報には存在しない。

2 本件決定2について

他法活用検討依頼通知とは、健康福祉局がレセプト（診療報酬請求明細書）を点検し、自立支援医療（制度）に該当する可能性のある被保護者について、年1回、同制度の活用を検討依頼する通知文書であり、通知を受けた実施機関は直ちに、主治医への照会などにより他法活用を検討しなければならない。

平成20年3月26日の主治医への照会の直前に通知された他法活用検討依頼通知（平成19年8月14日通知）に異議申立人の名前がないか確認したが記載されていなかった。また、平成20年3月26日以外に主治医への照会書が存在しないことから、平成19年度以外の他法活用検討依頼通知には名前が記載されていることが無い。したがって、本件請求2に係る異議申立人の保有個人情報には存在しない。

3 本件決定3について

社援保発第0330001号は、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」と題された厚生労働省社会・援護局保護課長通知であり、通知内Ⅰ－4－(2)－③－アにおいて、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項及び指定医療機関医療担当規程（昭和25年厚生省告示第222号）第7条により、指定医療機関は実施機関からの医療に関する病状調査等に応じる義務があり、これらの調査は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、「指定医療機関は、被保護者の同意がなくとも、個人情報である被保護者の病状等について保護の実施機関に回答することができる。」と記されており、他法他施策の利用可能性の有無の判定も含まれるとされている。実施機関は、本通知に基づき指定医療機関から回答を得ている。

しかし、本件請求3は「異議申立人に限定した文書」とされていることから、本件請求3に係る異議申立人の保有個人情報を取得又は作成していないとして本件決定3

を行った。

4 本件決定4について

実施機関は、異議申立人から生野区の対応について意見・要望が寄せられた平成21年6月30日までは、生野区から質問や連絡はなかったため指導は行っていない。

また、実施機関に異議申立人から意見・要望が寄せられてからは、生野区に内容確認を行いながら、生活保護法に則り対応するよう指導してきたところであるが、指導内容は法令に基づいた内容であるため特に記録には残していないため、生野区に対し健康福祉局が判断し指導した内容が判る本件請求4に係る異議申立人の保有個人情報には存在しない。

5 本件決定5について

平成22年3月24日の生野区からの問い合わせは、却下の様式の入手方法であり、特に記録しているものはない。

また、平成22年4月2日の指導内容は、治療材料の給付申請があった場合の手続き方法であり、昭和36年9月30日付け社援第727号厚生省社会局長通知「生活保護法による医療扶助運営要領について」（以下「社援第727号通知」という。）にも記載されていることから、その場で同通知に基づく内容を電話で指導したため特に記録しておらず、本件請求5に係る異議申立人の保有個人情報は存在しない。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件各決定により非開示とされた情報について

本件各請求に係る保有個人情報のうち、本件各決定により非開示とされた情報は、次のとおりである。

(1) 本件決定1により非開示とされた情報

自立支援医療適用の指導に関する嘱託医師の判断内容（以下「本件情報1」という。）

(2) 本件決定2により非開示とされた情報

他法活用検討依頼通知（以下「本件情報2」という。）

(3) 本件決定3により非開示とされた情報

被保護者の同意がなくとも、他法他施策の利用可能性の有無に関する文書を発行できることを異議申立人に限定して記載された情報（以下「本件情報 3」という。）

(4) 本件決定 4 により非開示とされた情報

健康福祉局（現 福祉局。以下同じ。）が生野区に対し指導した記録（以下「本件情報 4」という。）

(5) 本件決定 5 により非開示とされた情報

本件情報 4 と同じく健康福祉局が生野区に対し指導した記録（以下「本件情報 5」という。）

3 争点

実施機関は、本件各請求について、前記第 2 の 2 に記載の各決定を行ったのに対し、異議申立人は、開示決定以外の本件各決定を取り消し、保有していないとされた情報の開示をすべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件情報 1 から本件情報 5 までを不存在とした本件各決定の妥当性である。

4 本件情報 1 から本件情報 5 までの各情報の存否について

(1) 本件情報 1 の存否について

ア 実施機関によると、自立支援医療の指導は、嘱託医師が判断するのではなく、適用の可否を主治医が判断するため、開示請求された保有個人情報には存在しないとのことである。

イ 一方、異議申立人は、実施機関が主張する嘱託医師の業務内容から、嘱託医師の判断した内容の分かる情報があるはずであると主張している。

ウ 当審議会が各区保健福祉センター（現 各区役所保健福祉課。以下同じ。）に勤務する嘱託医師の業務について定めた要綱を見分したところ、嘱託医師が自立支援医療適用の指導の判断を行うことができる旨の規定は見当たらなかった。また、当審議会において、実施機関に本件情報 1 をあらためて探索させたところ、本件情報 1 が記載された公文書は存在しなかったとのことである。

エ 上記ウから、実施機関が本件情報 1 を保有していないとの主張に不自然不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が行った本件決定 1 は妥当である。

(2) 本件情報 2 の存否について

ア 実施機関によると、他法活用検討依頼通知は、健康福祉局より各区保健福祉センターへ自立支援医療の適用について検討するよう依頼する文書であるが、異議申立人についての通知は取得しておらず、実際に存在しないとのことである。

イ 一方、異議申立人は、健康福祉局から生野区に他法活用検討依頼通知が行われたはずであり、その中に異議申立人の個人情報が記載されているはずであると主張している。

ウ 当審議会が実施機関から提出された他法活用検討依頼通知（平成 19 年 8 月 14 日通知）を確認したが、異議申立人の名前は記載されていなかった。

エ 上記ウから、実施機関が本件情報 2 を保有していないとの主張に不自然不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が行った本件決定 2 は妥当である。

(3) 本件情報 3 の存否について

ア 実施機関によると、異議申立人に限定した他法他施策での不同意発行ができるとする情報は存在しないとのことである。

イ 一方、異議申立人は、実施機関から社援保発第 0330001 号通知に基づき不同意発行が可能であるとの回答が繰り返しあったので、異議申立人に限定した根拠となる文書があるはずであると主張している。

ウ 当審議会が社援保発第 0330001 号通知を見分したところ、当該通知は、厚生労働省社会・援護局保護課長から各都道府県や指定都市、中核市の民生主管部（局）長あてに送付されたものであり、特定の個人を対象としたものでないことから、そもそも異議申立人に関する個人情報に記載されていなかった。また、当審議会が、社援保発第 0330001 号通知に基づき実施機関が異議申立人に関し他法他施策の利用可能性の有無の判定を行った根拠文書を、実施機関にあらためて探索させたところ、本件情報 3 が記載された公文書は存在しなかったとのことである。

エ 上記ウから、実施機関が本件情報 3 を保有していないとの主張に不自然不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が行った本件決定 3 は妥当である。

(4) 本件情報 4 の存否について

ア 実施機関によると、健康福祉局は、生野区に対して、異議申立人の診療状況照会に関して判断し指導した内容がわかる文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないとのことである。

イ 一方、異議申立人は、自立支援医療は、保護開始時等には本人の事情聴取を必要としており、健康福祉局が判断し生野区に指導した内容の分かる情報があるはずであると主張している。

ウ ところで、大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号。以下「管理条例」という。）第 4 条第 1 項において「事案が軽微なものであるとき」には公文書の作成を要しない旨規定されている。公文書の管理に関する事務を所管する総務局作成の大阪市公文書管理条例解釈・運用の手引（以下「手引」という。）第 4 条の[解説] 1 (2)によると、「『事案が軽微なものであるとき』とは、事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じないような場合」であり、該当する事例として「本市の機関の内部又は相互における日常的業務の連絡・打ち合わせ」を挙げている。

実施機関によると、本件情報 4 は、健康福祉局が生野区に対して行った指導内容であって、その内容は生活保護法に基づいた内容であるとのことであり、健康

福祉局及び生野区が生活保護を所掌事務としていることを考慮すると、手引第4条[解説]1(2)に例示された「本市の機関の内部又は相互における日常的業務の連絡・打ち合わせ」に該当するとして、本件情報4を記載した公文書を作成していないといえる。また、当審議会において、実施機関に本件情報4をあらためて探索させたところ、本件情報4が記載された公文書は存在しなかったとのことである。

エ 上記ウから、実施機関が本件情報4を保有していないとの主張に不自然不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が行った本件決定4は妥当である。

(5) 本件情報5の存否について

ア 実施機関によると、健康福祉局は、異議申立人の子どもの治療材料（眼鏡）の給付に関して判断し、生野区に対して指導した内容が判る文書をそもそも作成しておらず実際に存在しないとのことである。

イ 一方、異議申立人は、健康福祉局は、治療材料（眼鏡）の給付決定に際し生野区と調整を行っており、健康福祉局が生野区に対し指導した内容の分かる情報があるはずであると主張している。

ウ ところで、上記(4)ウで述べたとおり、管理条例第4条第1項において「事案が軽微なものであるとき」には公文書の作成を要しない旨規定されているところ、実施機関によると、平成22年3月24日の生野区からの問い合わせは、却下の様式の入手方法であり、同年4月2日の指導内容は、社援第727号通知に基づく内容を電話で指導したとのことである。健康福祉局及び生野区が生活保護を所掌事務としていることを考慮すると、上記(4)ウと同様の理由により、本件情報5を記載した公文書を作成していないといえる。また、当審議会において、実施機関に本件情報5をあらためて探索させたところ、本件情報5が記載された公文書は存在しなかったとのことである。

エ 上記ウから、実施機関が本件情報5を保有していないとの主張に不自然不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が行った本件決定5は妥当である。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

別表1 本件請求1に対して、実施機関が行った不存在による非開示決定について

(あ)	諮問	平成22年3月5日付け大生生第506号（平成21年度諮問受理第7号）
(い)	決定	平成22年1月19日付け大生支第415号による不存在による非開示決定（本件決定1）
(う)	請求日	平成22年1月6日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	生野区生活支援課の持つ、20年3月26日に自立支援医療の指導を行った事の嘱託医の判断が、記載されている文。（全部）（本件請求1）
(お)	開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	自立支援医療の指導は、嘱託医が判断するのではなく、適用の可否を主治医が判断するため、開示請求された保有個人情報は存在しない。
(か)	担当	生野区保健福祉センター生活支援担当（現 生野区役所保健福祉課（生活支援））
(き)	異議申立て年月日	平成22年2月3日

別表2 本件請求2のうち「他法活用検討依頼通知」の請求に対して、実施機関が行った不存在による非開示決定について

(あ)	諮問	平成22年4月6日付け大生生第11号（平成22年度諮問受理第1号）
(い)	決定	平成22年2月17日付け大生支第470号による不存在による非開示決定（本件決定2）
(う)	請求日	平成22年2月3日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	生野区生活支援課の持つ私の下記記録。 ・精神通院医療適用確認調書（ア） ・他法活用検討依頼通知（イ） 又は、それ以外の（ア）に供う文 （本件請求2）
(お)	開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	他法活用検討依頼通知は健康福祉局生活保護担当より各区保健福祉センターへ自立支援医療の適用について検討するよう依頼する文書であるが、異議申立人についての通知は取得しておらず、実際に存在しないため。
(か)	担当	生野区保健福祉センター生活支援担当（現 生野区役所保健福祉課（生活支援））
(き)	異議申立て年月日	平成22年2月19日

別表3 本件請求3に対して、実施機関が行った不存在による非開示決定について

(あ)	諮問	平成23年11月25日付け大生保生第599号(平成23年度諮問受理第24号)
(い)	決定	平成23年10月28日付け大生保生第528号による不存在による非開示決定(本件決定3)
(う)	請求日	平成23年10月14日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	生野区役所は、社援保発第0330001号内の特定する私の場合(他法他施策で、不同意発行ができるとする)が分かる文書(点)。(本件請求3)
(お)	開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	異議申立人に限定した他法他施策での不同意発行ができるとする情報は存在しないため。
(か)	担当	生野区役所保健福祉課(生活支援)
(き)	異議申立て年月日	平成23年10月31日

別表4 本件請求4に対して、実施機関が行った不存在による非開示決定について

(あ)	諮問	平成22年8月31日付け大健福第2552号(平成22年度諮問受理第6号)
(い)	決定	平成22年4月30日付け大健福第452号による不存在による非開示決定(本件決定4)
(う)	請求日	平成22年4月16日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	生野区生活支援が私に不同意で、〇〇Drに診療状況照会書を発行するに至る保護課が判断し、指導が判る文書(本件請求4)
(お)	開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	健康福祉局が生野区保健福祉センターに対して、異議申立人の診療状況照会に関して判断し指導した内容がわかる文書をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。
(か)	担当	健康福祉局生活福祉部生活保護担当(現 福祉局生活福祉部保護課)
(き)	異議申立て年月日	平成22年5月21日

別表5 本件請求5に対して、実施機関が行った不存在による非開示決定について

(あ)	諮問	平成22年8月31日付け大健福第2553号（平成22年度諮問受理第7号）
(い)	決定	平成22年4月30日付け大健福第454号による不存在による非開示決定（本件決定5）
(う)	請求日	平成22年4月16日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	生野区生支課が、息子のメガネの件で、保護課が判断し、指導した文書。（本件請求5）
(お)	開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	健康福祉局が生野区保健福祉センターに対して、異議申立人の子どもの治療材料（眼鏡）の給付に関して判断し指導した内容がわかる文書をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。
(か)	担当	健康福祉局生活福祉部生活保護担当（現 福祉局生活福祉部保護課）
(き)	異議申立て年月日	平成22年5月21日

(参考) 答申に至る経過

平成 21 年度諮問受理第 7 号

年 月 日	経 過
平成 22 年 3 月 5 日	諮問
平成 22 年 12 月 13 日	実施機関から不存在による非開示決定理由説明書の提出
平成 22 年 12 月 16 日	実施機関からの意見、説明の聴取
平成 23 年 2 月 4 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 2 月 7 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 2 月 13 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 4 月 18 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 7 月 25 日	異議申立人意見陳述
平成 24 年 7 月 25 日	審議（論点整理）
平成 24 年 12 月 26 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 25 年 1 月 23 日	審議（答申案）
平成 25 年 3 月 15 日	答申

平成 22 年度諮問受理第 1 号

年 月 日	経 過
平成 22 年 4 月 6 日	諮問
平成 22 年 12 月 13 日	実施機関から不存在による非開示決定理由説明書の提出
平成 22 年 12 月 16 日	実施機関からの意見、説明の聴取
平成 23 年 2 月 4 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 2 月 7 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 2 月 13 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 4 月 18 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 7 月 25 日	異議申立人意見陳述
平成 24 年 7 月 25 日	審議（論点整理）
平成 24 年 12 月 26 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 25 年 1 月 23 日	審議（答申案）
平成 25 年 3 月 15 日	答申

平成 23 年度諮問受理第 24 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 11 月 25 日	諮問
平成 24 年 2 月 21 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 4 月 18 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 7 月 25 日	異議申立人意見陳述
平成 24 年 7 月 25 日	審議（論点整理）
平成 24 年 12 月 26 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 25 年 1 月 23 日	審議（答申案）
平成 25 年 3 月 15 日	答申

平成 22 年度諮問受理第 6 号

年 月 日	経 過
平成 22 年 8 月 31 日	諮問
平成 22 年 12 月 14 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 22 年 12 月 16 日	実施機関からの意見、説明の聴取
平成 23 年 2 月 4 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 2 月 7 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 2 月 13 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 4 月 18 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 7 月 25 日	異議申立人意見陳述
平成 24 年 7 月 25 日	審議（論点整理）
平成 24 年 12 月 26 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 25 年 1 月 23 日	審議（答申案）
平成 25 年 3 月 15 日	答申

平成 22 年度諮問受理第 7 号

年 月 日	経 過
平成 22 年 8 月 31 日	諮問
平成 22 年 12 月 14 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 23 年 2 月 4 日	異議申立人から意見書の提出
平成 23 年 2 月 5 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 24 年 7 月 25 日	異議申立人意見陳述
平成 24 年 7 月 25 日	審議（論点整理）
平成 24 年 12 月 26 日	異議申立人から意見書の追加提出
平成 25 年 1 月 23 日	審議（答申案）
平成 25 年 3 月 15 日	答申